

○宮崎大学研究者等行動規範

〔平成27年4月23日〕
決 定

1. はじめに

宮崎大学(以下「本学」という。)は、学術・文化・技術に関する知的遺産の継承と発展、深奥な学理の探求を目指し、社会の要請に応え得る人材の育成を使命としている。また、学問の自由の下、研究者の主体的な判断に基づき、社会の信頼と負託を前提に研究活動を推進する重大な責務を有している。これら研究活動とその成果が社会に与える影響は広大で深遠であるため、研究者は社会に対する説明責任を果たすとともに、その行動を自ら厳正に律しなければならない。

研究活動における不正行為(研究費の不正使用を含む。以下同じ。)は、真理の探求を積み重ね、新たな知を創造していく科学の本質に反するものであり、人々の科学への信頼を損ない、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼし、本学の名誉と社会的信頼を傷つけるものであり許されることではない。

本方針は、本学に所属する者による研究上の不正行為を未然に防止し、不正行為が生じた場合の適切かつ迅速に対処すること及び再発を防止することを目的とするとともに、本学の研究者等が守るべき行動規範を定めるものである。

2. 研究者の行動規範

研究者の行動規範は、本学の研究者として活動する上で、科学の健全な発展のため、自律的に研究を進め、研究者個人の自律性に依拠する全ての学術分野に共通する規範として定める。

(研究者の基本的責任)

第1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献する責任を有することを自覚する。

(研究者の姿勢)

第2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の研究者)

第3 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術

と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

第4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

第5 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

第6 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

(研究活動)

第7 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改竄、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(複数の研究者による研究活動)

第8 研究者は、共同研究において、研究組織の個々の研究者等の役割分担・責任を明確化する。また、複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある研究代表者は、研究活動や研究成果を適切に確認する。

(若手研究者等への指導)

第9 研究者は、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等を行う。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

第10 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

第11 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

第12 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(社会との対話)

第13 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

第14 研究者、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

第15 研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

(法令の遵守)

第16 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守するとともに、研究費は公的資金であること認識し、適切に使用する。

(差別の排除)

第17 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重す

る。

(利益相反)

第18 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(安全保障輸出管理)

第19 研究者は、研究を遂行する上で、国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される技術の提供及び貨物の輸出は行わない。

3. 事務職員の行動規範

第1 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神を研究者に浸透させ、専門的能力をもって公的資金の適正な執行を行う。

第2 公的研究費の使用ルール及び各種規程等を理解し、遵守する。また、研究者からの相談を進んで受け、適正かつ適切な使用を進める。

第3 日常の書面監査並びに定期及び随時の内部監査を行い不正防止に努めるとともに、不正行為につながる要因を検討し、今後の運用に活かす。

第4 公正な取引を確保し、法令その他の規則等違反となるような行為は行わない。

第5 契約の締結等により知り得た取引先の機密情報について、漏洩等がないよう細心の注意をはらい、厳正に管理する。

4. 本学教職員、学生及び関係者の遵守事項

本学の教職員、学生その他本学の施設設備を利用するすべての者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 捏造、改竄、盗用及び研究費の不正使用などの不正行為をしてはならないこと。
- (2) 不正行為に加担してはならないこと。
- (3) 第三者に対して不正行為をさせてはならないこと。
- (4) 不正行為が行われようとしていることを知ったときにそれを防止するよう努めること。

5. 研究活動における不正行為に対する対応

本学は、研究活動における不正行為を防止し、不正行為に起因する問題が生じた場合に適

切かつ迅速に対応するため、宮崎大学研究公正委員会(以下「委員会」という。)及び宮崎大学公的研究費不正防止計画推進室(以下「推進室」という。)を設置する。

委員会は、学術研究のあらゆる面において不正行為を許さない環境を醸成するとともに研究者倫理を周知するために教育・啓発活動を行う。

推進室は、公的研究費の不正防止計画に基づき不正使用の防止に努めるとともに、不正使用防止に関する教育・啓発活動等を行う。

附 則

- 1 この規範は、平成27年4月1日から運用する。
- 2 研究活動の不正行為への基本的対応方針(平成19年2月22日決定)、宮崎大学研究者行動規範(平成24年2月23日決定)、宮崎大学研究者行動規範実現のための指針、宮崎大学における研究活動のガイドラインは、廃止する。